

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同 83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含まれます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left( \begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left( \begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地（いわゆるミニゴルフ場用地）を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	該 当 な し	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

# 令和元年分 (福岡県)

## 2 上記1以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同83-2のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
  - ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
あ	朝倉市	ゴルフ場用地	秋月カントリークラブ	0.8
			福岡センチュリーゴルフ倶楽部	1.0
い	飯塚市	ゴルフ場用地	茜ゴルフクラブ	1.2
			かほゴルフクラブ	1.2
			北九州カントリー倶楽部	1.1
			臯月ゴルフ倶楽部竜王コース	1.2
			JR内野カントリークラブ	1.2
			福岡レイクサイドカントリークラブ	1.1
			糸島市	伊都ゴルフ倶楽部
	芥屋ゴルフ倶楽部		1.6	
	ザ・クイーンズヒルゴルフクラブ		1.6	
	志摩シーサイドカンツリークラブ		1.6	
	二丈カントリークラブ		1.6	
	福岡雷山ゴルフ倶楽部		1.6	
	う		うきは市	浮羽カントリークラブ

令和元年分  
(福岡県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率	
お	大任町	ゴルフ場用地	鷹羽ロイヤルカントリークラブ	1.2	
			大牟田市	有明カントリークラブ	1.0
				不知火ゴルフ場	1.0
			小郡市	小郡カントリー倶楽部	1.0
			遠賀町	チサンカントリークラブ遠賀	1.9
か	川崎町		福岡フェザントカントリークラブ	1.2	
き	北九州市小倉南区		小倉カントリー倶楽部	3.7	
			北九州市門司区	門司ゴルフ倶楽部	3.5
			北九州市八幡西区	瀬板の森北九州ゴルフコース	4.9
			北九州市八幡東区	九州ゴルフ倶楽部八幡コース	3.5
			北九州市若松区	若松ゴルフ倶楽部	4.0
く	鞍手町		ムーンレイクゴルフクラブ鞍手コース	1.7	
け	桂川町		麻生飯塚ゴルフ倶楽部	1.2	
こ	古賀市		古賀ゴルフ・クラブ	1.3	
	小竹町		ミッションバレーゴルフクラブ	1.7	
た	太宰府市		太宰府ゴルフ倶楽部	1.2	
ち	筑紫野市		臯月ゴルフ倶楽部天拝コース	2.0	
			セントラル福岡ゴルフ倶楽部	1.0	
			筑紫野カントリークラブ	1.0	
	築上町		周防灘カントリークラブ	1.8	
	筑前町		夜須高原カントリークラブ	1.1	
な	那珂川町		大博多カントリー倶楽部	2.1	
			筑紫ヶ丘ゴルフクラブ	2.1	
の	直方市		西日本カントリークラブ	1.3	
ひ	久山町		久山カントリー倶楽部	1.2	
	広川町		久留米カントリークラブ	1.0	
ふ	福岡市早良区		セブンミリオンカントリークラブ	2.3	
	福岡市城南区		油山グリーンランドゴルフ場	1.8	

令和元年分  
(福岡県)

音順	適用地域等			固定資産税評価額に乗ずる倍率
ふ	福岡市 東区	ゴルフ場用地	西戸崎シーサイドカントリークラブ	1.6
			福岡カンツリー倶楽部	1.6
み	みやこ町	ゴルフ場用地	勝山御所カントリークラブ	1.2
			チェリーゴルフクラブ小倉南コース	1.2
			京都カントリー倶楽部	1.2
	みやま市		福岡サンレイクゴルフ倶楽部	2.1
	宮若市		ザ・クラシックゴルフ倶楽部	2.1
			プリンスゴルフクラブ	2.1
			若宮ゴルフクラブ	2.4
宗像市		玄海ゴルフクラブ	2.1	
む	宗像市	NEWユーアイゴルフクラブ	3.7	
		福岡国際カントリークラブ	1.9	
		八女市	八女上陽ゴルフ倶楽部	2.0
や	八女市			